

マイナ免許証

3月24日(月)より運転免許証とマイナンバーカードの一体化が始まりました。マイナ免許証が始まるといっても従来の運転免許証が無くなるわけではありません。3月24日以降は免許証の発行時に①運転免許証のみ②マイナ免許証のみ③運転免許証とマイナ免許証の2枚といった3パターンから選ぶこととなります。

【マイナ免許証のメリット&デメリット】

	マイナ免許証のみ	運転免許証とマイナ免許証の2枚持ち	運転免許証のみ
新規免許取得手数料	1,550円	2,450円	2,350円
免許更新時手数料	2,100円	2,950円	2,850円
更新時講習の形式と更新手数料	(対面)	優良：500円、一般：800円、違反：1,400円	
	(オンライン)	優良：200円、一般：200円、違反：受講不可	対象外

マイナ免許証のみだと取得や更新時の手数料が安くなるなどメリットもありますが、免許種別や有効期限が表記されない、紛失時には再発行に今まで以上に時間がかかるなどのデメリットもありますので、判断材料が整ってからご決断をお願いします。

雇用保険料率の変更

令和7年4月1日以降の給料から雇用保険料率が変わりますので、給与計算時には注意をお願いします。昨年度と比較すると0.5%の減少となります。右の図でA4サイズが欲しい方は事務局までご連絡ください。

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)		② 事業主負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率)		①+② 雇用保険料率
	雇用保険二事業の保険料率		雇用保険二事業の保険料率		
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

65歳までの雇用確保が完全義務化に

2025年4月から「65歳までの雇用確保」が完全義務化となります。定年を65歳未満に定めている企業は65歳までの安定した雇用を確保する措置を講じる必要があります。3つの対応策があり、いずれかの対応が義務付けられます。

- ①65歳までの定年の引き上げ
- ②希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入
- ③定年制の廃止

65歳までの定年延長が義務ではなく、継続雇用制度の変更も含めた「65歳まで雇用の機会を与える」ことが義務化となります。

PC記帳会

十日町民商では4月から第2水曜日と第3月曜日をPC記帳会の日に定め毎月開催していきます。

パソコンの会計ソフトで記帳をしたい方や、打ち込み方が分からない人向けの記帳会となります。



【4月開催日】

4月 9日(水)

4月 14日(月)

13:30~16:00



参加を希望される方はパソコンを持参の上、民商事務所へお願いします。記帳の不安点を解消し来年の申告に臨みましょう！！

労働保険の書類提出期限

提出期限は4月25日(金)です。提出が遅れると他の事業所にも影響が出ますので、期限厳守をお願いします。

書込み会は4月14日(月)と16日(水)の13:30~事務所でを行います。

所得税・消費税振替日案内

所得税 4月23日(水)

消費税 4月30日(水)

※申告期限内に申告書の提出を済ましていないと口座振替にならないので、ご注意を！